

宇部市障害者安心緊急支援事業（緊急ショート） 仕様書

令和8年4月1日制定

（要旨）

この仕様書は、宇部市障害者安心緊急支援事業実施要綱（以下、「要綱」という）第5条に基づき、緊急ショート（以下、「事業」という）を委託された法人等（以下、「事業者」という）が事業を行う上で必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

在宅の障害者（児）が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど緊急に支援が必要となった場合において、在宅生活における不安解消と安全確保を図ることを目的とする。

（事業者の選定）

要綱に基づき選定する。

なお、受け入れが決定した事業者に対し、可能な限り利用者の情報を市もしくは相談支援専門員等から提供する。

（事業者の責務）

- 1 利用者の人格を尊重し、その心身の状況に応じて必要な支援（食事、身体介護、意思決定の補助）を提供すること。
- 2 市や相談支援専門員、委託相談支援事業者と連携し、今後の住居を含めた支援について協議すること。
- 3 既に障害福祉サービス等を利用している利用者については、相談支援専門員と相談のうえ、日中活動に継続して参加できるようできる限り調整すること。

（居室の定義）

- 1 居室タイプは問わないが、ベッド、もしくは布団など、利用者が就寝できる最低限の環境があること。
- 2 利用者のプライバシーを確保し、可能な限り男女同室は避けること。
- 3 消防法その他の法令に違反しないこと。

（事業の運用について）

- 1 事業者は事業を提供するに当たり、利用者又はその家族に対し、提供する支援や施設のルール、緊急時の対応（やむを得ない場合の身体拘束も含む）や連絡先等について説明し、契約を交わすこと。なお、身体拘束については事前に同意書を交わしておくこと。

- 2 やむを得ず施錠や身体拘束が必要な状況が生じた場合は、切迫性、非代替性、一時性を十分に判断し、定期的な巡回と容態等の記録をすること。
- 3 事業提供終了後は速やかに宇部市障害者安心緊急支援事業（緊急ショート）利用実績報告書兼委託請求明細書及び宇部市障害者安心緊急支援事業（緊急ショート）委託料請求書を市長に提出すること。